

ビューロー・ベリタス関東 4 事務所（東京新宿、東京御茶ノ水、立川、横浜）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

INDEX

【トピックス】

- ◆ 電子申請における書面（紙）受付の廃止について
- ◆ 建築確認検査申請書式変更について
- ◆ 建築確認検査業務 手数料改定のお知らせ
- ◆ 「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」の一部改正について（概要）
- ◆ 【フラット 35】維持保全型に係る適合証明業務サービス開始のお知らせ
- ◆ 「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」について（BV MAGAZINE 11 April 2022）
- ◆ WELL BUILDING STANDARD 評価項目の設定内容（BV MAGAZINE 11 April 2022）
- ◆ 防火設備定期検査とは？誕生の背景や対象の建物、実施周期について（BV MAGAZINE 11 April 2022）
- ◆ 書籍「検査員が明かす 建築確認の誤解（増補改訂版）」出版のお知らせ
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.30 | 共同住宅 | 高層マンションには避難階段を設けるんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

＜国交省関連＞

- ◆ 建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）

＜地域条例等＞

- ◆ 神奈川県横浜市/建築基準法第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長への通知の電子申請受付開始についてご案内
- ◆ 東京都練馬区：「練馬区建築基準法取扱い」公開についてのお知らせ
- ◆ 神奈川県藤沢市：中間検査実施期間延長に伴う藤沢市建築基準等に関する規制の改正について
- ◆ 茨城県：浄化槽の設置を伴う建築確認申請の手続きについて
- ◆ 茨城県阿見町：荒川本郷地区地区計画及び荒川本郷地区用途地域について
- ◆ 神奈川県横須賀市：建築基準法に基づく警報設備の設置審査等について
- ◆ 千葉県松戸市：建築基準法に基づく中間検査制度の改正について
- ◆ 神奈川県川崎市：川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準の改正について
- ◆ 関東以外の地域について

【関東 4 事務所からヒトコト】

- ◆ 新宿事務所 審査部長 若山より

【インフォメーション】

- ◆ コラム - 定期報告とは？建築基準法で定められた 4 つの定期報告について基本を解説
- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ コラム - CASBEE ファミリーの年度動向～令和 3 年度 CASBEE 評価認証機関等連絡会議要約
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

電子申請における書面（紙）受付の廃止について



ペーパーレス化推進の一環として、2022（令和 4）年 4 月 18 日より、建築確認検査の電子申請受付方法を変更します。

書面等の提出は「対面により本人確認をするべき事情」または「原本を確認する必要がある場合」に限定され、建築確認申請においてはこれらに該当する機会がなくなったため、電子ファイルと書面等の混在提出の受付を原則として廃止いたします。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220408.html>

建築確認検査申請書式変更について

建築確認検査申請書式「審査受付票」が 4 月 1 日より変更となりました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/ctc-info-service/form-download/bca-plan-review.html>

建築確認検査業務 手数料改定のお知らせ

業務のデジタル化をはじめとする経営の合理化・統合を進め、品質とサービスの向上に取り組んでまいりましたが、近年の建築基準法等の改正による審査・検査に要する事務量の増加に伴い、令和 4 年 4 月 1 日より手数料を下記のとおり改定することといたしました。

対象業務	改定内容	改定日
建築確認検査業務	手数料の一部	令和 4 年 4 月 1 日

今後ともサービスの充実を図り、お客様の利便性向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」の一部改正について（概要）

「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）のうち第 1 第 14 号及び第 2 第 13 号に規定する「あと施工アンカー」に係る部分が改正されました。改正告示の公布、施行は、令和 4 年 3 月 31 日です。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/220421.html

【フラット 35】維持保全型に係る適合証明業務サービス開始のお知らせ

令和 4 年 4 月 1 日からの住宅技術基準変更（独立行政法人住宅金融支援機構）に伴い、ビューローベリタスは維持保全型に係る適合証明業務サービスを開始し、業務規程・手数料規定を改訂いたします。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/220331_02.html

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」について（BV MAGAZINE 11 April 2022）

2020 年 10 月、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。最終エネルギー消費の約 3 割を占める民生部門（業務・家庭部門）の活動が展開される住宅・建築物において、省エネルギー化や脱炭素化に向けた取り組みの一層の充実・強化が不可欠となっています。



→詳しくはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/220411/002>

WELL BUILDING STANDARD 評価項目の設定内容 (BV MAGAZINE 11 April 2022)

WELL 認証について話題に上る機会が増えてきています。

WELL 認証は WELL Building Standard に基づき評価が行われますが、設計や建設に関して、どのような内容が盛り込まれることを期待しているのか、評価項目の内容を通してご紹介します。

→詳しくはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/220411/001>

防火設備定期検査とは？ 誕生の背景や対象の建物、実施周期について (BV MAGAZINE 11 April 2022)

防火設備定期検査とは、建築基準法に定められている定期検査の一つで、2016 年に創設されました。防火設備のある建築物を所有または管理している人は、法律に基づいた検査を実施し、報告する義務があります。

この記事では、防火設備定期検査の概要や対象となる設備、定期報告の周期などについて解説します。

→詳しくはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/220411/005>

書籍「検査員が明かす 建築確認の誤解 (増補改訂版)」出版のお知らせ

ビューローベリタスジャパン株式会社と日経アーキテクチュアが執筆を担当した書籍「検査員が明かす 建築確認の誤解 (増補改訂版)」が発刊されました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220418.html>

建築知識のボン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.30 | 共同住宅 | 高層マンションには避難階段を設けるんだボン！

建築のプロに必要な不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022 年 5 月号 (2022 年 4 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ) に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220420.html>

■最新情報 (法令・地域条例)

国交省関連

●建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (技術的助言)

国住指 第 1581 号 国住参建 第 3982 号 令和 4 年 3 月 29 日 国土交通省 住宅局 建築指導課長
「建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年国土交通省令第 4 号)」及び「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件 (令和 4 年国土交通省告示第 110 号)」は、令和 4 年 1 月 18 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日 (令和 4 年国土交通省告示第 110 号のうち、避難施設等の改正規定は令和 5 年 1 月 1 日) に施行されることとなった。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m220426>

●神奈川県横浜市：建築基準法第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長への通知の電子申請受付開始についてご案内

「建築基準法第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長への通知の一部電子化について」（令和 3 年 9 月 29 日消指第 377 号以下「消指第 377 号」という。）により、このたび一戸建ての住宅の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条第 4 項の規定に基づく消防長又は消防署長への通知についても、電子申請の受付が開始されます。電子申請の方法として、横浜市のシステム変更に伴い消指第 377 号でご案内した横浜市電子申請・届出サービス（旧システム）ではなく横浜市電子申請・届出システム（新システム）より受け付けます。

お問い合わせ：横浜市消防局指導課消防設備係 倉持、佐藤、井上（駿） TEL:045-334-6633

●東京都練馬区：「練馬区建築基準法取扱い」公開についてのお知らせ

このたび練馬区は、建築基準法における練馬区の基本的な考え方やこれまでの法解釈の内容を明確化した「練馬区建築基準法取扱い」を作成し、令和 4 年 3 月 1 日に練馬区ホームページに公開しました。

詳しくは、練馬区ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/kentiku-toriatukai.html>

お問い合わせ：練馬区都市整備部建築審査課建築調整係 丘 TEL:03-5984-1906

●神奈川県藤沢市：中間検査実施期間延長に伴う藤沢市建築基準等に関する規制の改正について

藤沢市では、建築物の安全性の確保を目的に平成 11 年 10 月 1 日から中間検査を実施しています。具体的な規定は、藤沢市建築基準等に関する規則（平成 31 年藤沢市規則第 9 号）第 8 条第 1 項により定めておりますが、中間検査を行う期間を変更し令和 4 年 4 月 1 日付けで施行いたします。変更内容としましては、期間について令和 4 年 3 月 31 日までとしているものを、令和 9 年 3 月 31 日まで延長いたします。中間検査の対象となる建築物については、現行からの変更はございません。

お問い合わせ：藤沢市役所計画建築部建築指導課審査担当 TEL:0466-50-3539

●茨城県：浄化槽の設置を伴う建築確認申請の手続きについて

茨城県においては、浄化槽の設置を伴う建築確認申請時には、茨城県浄化槽設置等事務処理要領により、浄化槽設置後の維持管理の向上に関する添付書類（※）を定めています。平成 20 年以降に設置された浄化槽の法定検査（11 条検査）受検率は、令和 2 年度末時点で 78.1%となっており、それ以前に設置されたものも含めた浄化槽全体の同受検率 43.9%に比べ非常に高い水準となるなど、霞ヶ浦をはじめとした県内の湖沼・河川の水質保全に一定の効果が表れています。県では持続可能な社会を目指し、こうした水質保全対策をより一層強力に進めることとしております。

（※）浄化槽設置後の維持管理の向上に関する添付書類・浄化槽法第 7 条検査に係る検査手数料払込通知書の写し、浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（要綱様式第 6 号）の写し

お問い合わせ先：茨城県土木部都市局建築指導課 建築 G 内田・長谷川 TEL:029-301-4727

●茨城県阿見町：荒川本郷地区地区計画及び荒川本郷地区用途地域について

阿見町：荒川本郷地区地区計画の変更（訂正）について

※「地区の区分」の「地区の面積」の数値を変更（訂正）する。なお地区区分の図上では変更ありません。

※地区施設道路の一部を除外，訂正する。等

●神奈川県横須賀市：建築基準法に基づく警報設備の設置審査等について

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 27 条第 1 項の規定に、政令で定める技術基準に従って警報設備を設けたものについては、その適用を



除外する規定が設けられており、当該設備については消防法令における自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備等に関する技術的基準に従い設置することとされております。消防法令に基づき設置を要する自動火災報知設備等については、工事に着手する前及び設置後の届け出を要しますが、当該法令に基づかないものについてはその適用を受けないものであります。

お問い合わせ：横須賀市消防局予防課予防係 安田・菅原 TEL:046-821-6477

●千葉県松戸市：建築基準法に基づく中間検査制度の改正について

かねてより中間検査を指定し、建築物の一層の安全を確保してきたところです。このたび、令和 4 年 3 月 31 日をもって中間検査を行う期間の期限を迎えるにあたり、適用期間を更新し、令和 4 年 2 月 18 日付け松戸市告示第 39 号をもって公布いたしました。

●神奈川県川崎市/川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準の改正について

川崎市では令和 3 年 2 月に「川崎駅東口地区駐車対策推進計画 j」を策定し、同計画に基づき、円滑な交通流動や安心して歩けるまちづくりの推進を目指し取組を推進しております。この度、同計画に定める施策実施にするにあたり川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準」を改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）いたします。また、建築基準関係規定である同条例の協議・指導等にあたり、本市における手続きの流れについて改めて周知させていただきますので、適正に運用が図られるよう御理解御協力のほどあわせてお願いいたします。

お問い合わせ：交通政策室管理・駐車施設担当 奥野・田中担当 TEL:044-200-2032

関東以外の地域について

●静岡県藤枝市：都市計画の決定について

藤枝市では令和 4 年 3 月に都市計画が変更されましたのでご確認ください。

都市計画決定の概要

【都市計画の種類及び名称】

- ・志太広域都市計画地区計画の決定 駅前一丁目 9 街区地区計画
- ・志太広域都市計画市街地再開発事業の決定 藤枝駅前一丁目 9 街区第一種市街地再開発事業
- ・志太広域都市計画道路の変更 志太中央幹線及び焼津藤枝線
- ・志太広域都市計画地区計画の決定 高田地区計画

詳しくは、藤枝市ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/toshikensetsu/toshiseisaku/oshirase/1513727687940.html>

お問い合わせ：藤枝市都市建設部都市政策課 計画係 [TEL:054-643-3373](tel:054-643-3373)

●愛知県岡崎市：都市計画における矢作地区計画の決定について

令和 4 年 3 月 3 日付にて、矢作地区計画の決裁（岡崎市決定）が告示されました。

詳しくは、岡崎市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p029550.html>

お問い合わせ：岡崎市 都市計画課企画調査 2 係 TEL:0564-23-6258

●広島県：災害危険区域が指定されました

お問い合わせ：建築課 構造審査グループ TEL:082-513-4159

●広島市：広島県都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率が変更されました

令和 4 年 2 月 9 日付けで瀬野四丁目地区 地区計画の決定が行われ、当該地区計画の区域内において、都市計



画法第 12 条の 5 第 7 項の規定に基づき、建築物の容積率の最高限度等が定められました。
これに関連し、同日付で建築基準法第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内にある当該地区の容積率等が変更されました。

お問い合わせ：建築指導課 第一指導係 TEL:082-504-2287

●**広島市：土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定されました**

詳しくは、土砂災害ポータルひろしまウェブサイトをご確認ください。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

お問い合わせ：建築指導課 第二指導係 TEL:082-504-2288

●**山口県：建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程が指定されました**

中間検査を行う建築物、特定工程及び特定工程後の工程については、従前の指定（平成 31 年山口県告示第 46 号）と同じ内容とし、中間検査を行う期間が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとされました。

お問い合わせ：建築指導課 審査班 TEL:083-933-3839

●**山口市：建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、建築物の中間検査に係る特定工程および特定工程後の工程が指定されました**

中間検査を行う建築物、特定工程及び特定工程後の工程については、従前の指定と同じ内容とし、中間検査を行う期間が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとされました。

お問い合わせ：開発指導課 TEL:083-934-2677

●**福岡県新宮町：新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について（お知らせ）**

令和 4 年 3 月 7 日 条例の施行日：令和 4 年 3 月 4 日

※改正内容

1. 文言の整理

(1) 第 6 条第 1 項、同条第 2 項、第 14 条第 1 項第 3 号、別表第 2（え）項中、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(2) 別表第 2（か）項ア欄中、「道路及び隣地境界線との敷地境界線」を「道路及び隣地境界線」に改める。

2. 新規地区整備計画区域の追加

(1) 別表第 1（第 3 条関係）下府・湊地区 地区整備計画区域を追加する。

(2) 別表第 2（第 4 条—第 10 条関係）

同上区域において、（い）建築してはならない建築物、（う）建築物の容積率の最高限度、（え）建築物の建蔽率の最高限度、（お）建築物の敷地面積の最低限度、（か）壁面の位置の制限（き）建築物の高さの最高限度を定める。

お問い合わせ：福岡県糟屋郡新宮町 都市整備課 担当：小林勇輔 TEL:092-963-1735 直通

■**関東 4 事務所からヒトコト**

新宿事務所 審査部長 若山より

花の盛りもいつしか過ぎ、葉桜の季節を迎えております。

皆さんは、お花見に出向かれたでしょうか。

このときばかりはいつも出無精の私も足が外に向きました。

千鳥ヶ淵の桜吹雪は映画のワンシーンのようで感動いたしました。

桜の季節が過ぎると、すぐにゴールデンウィークですね。少しのんびりできる連休を「ワクワク」しながら楽しみにしています。



5 月は過ごしやすくなりますが、日によって気温に差がある季節でもあります。皆様くれぐれもご自愛ください。

新宿事務所 審査部長 若山 裕一

■インフォメーション

コラム - 定期報告とは？建築基準法で定められた 4 つの定期報告について基本を解説

特定建築物等を所有または管理している場合、建築基準法に基づいた定期調査・検査を実施し、特定行政庁へ報告しなければなりません。

この記事では、定期報告の概要と種類について解説します。特定建築物等を所有・管理している方は、ぜひ参考にご覧ください。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/column/220413.html>

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsourcing/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は年間 8,500 件（建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*）の検査を実施しております。*当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

コラム - CASBEE ファミリーの年度動向～令和 3 年度 CASBEE 評価認証機関等連絡会議要約

総合的建築物環境認証の一つ“CASBEE”を運営管理する一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター（通称 I BECs）が毎年度末に開催する、CASBEE 評価認証機関等連絡会に参加しました。その内容をご報告します。



→詳しくはこちら <https://kansa.bvjc.com/news/column/2022/220419.html>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 4 月 21 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

東京新宿事務所 【メール】	TEL: 03-5325-7338	FAX:03-3342-8515
東京御茶ノ水事務所 【メール】	TEL: 03-5577-8382	FAX:03-5577-8421
立川事務所 【メール】	TEL: 042-548-0251	FAX:042-548-0252
横浜事務所 【メール】	TEL: 045-440-1650	FAX:045-451-5215

[Bureau Veritas Japan Portal](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan